

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

個室ビデオ店等に係る緊急点検について

10月1日未明に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災において死者15名、負傷者10名の犠牲が出たことは誠に遺憾である。

この火災については、現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、かかる火災の被害を防止するため、消防部局と連携を図りながら、下記により個室ビデオ店等の状況について緊急に立入検査等をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

記

1. 点検対象

以下のアからオまでのいずれかに該当する用途に供している建築物又は建築物の部分（建築確認申請等の手続きがなされていない物件を含む。）

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）
- イ カラオケボックス
- ウ 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗
- オ その他これらと同様の用途に供する建築物

2. 報告事項

別記様式のとおり

3. 報告期限

平成20年10月31日（金）時点の状況について平成20年11月5日（水）までに下記担当に報告すること。

4. その他

別添のとおり、個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について、総務省消防庁予防課長から都道府県消防防災主管部長等あて通知されているので、点検に当たっては、これを参考に消防部局と十分に連携を図られたい。

担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 阿部、岡島、森川

電 話 03-5253-8111（内線39-567、39-569）

F A X 03-5253-1630

mailto:okajima-t24m@mlit.go.jp

morikawa-t2dq@mlit.go.jp